

八重児第 187 号

令和2年5月15日

保護者様

八重瀬町長 新垣 安弘

(公 印 省 略)

限定保育受け入れ（医療従事者等の保育の必要な方のみの受け入れ）終了
と通常保育の再開及び家庭保育のご協力願いについて

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
さて、このたび新型コロナウイルス感染症に伴う国の緊急事態宣言解除や県の休業要請一部解除を受け、通常保育受け入れを下記のとおり再開いたします。

また、保護者の皆様におかれましては、町立小中学校が再開される5月21日までの期間、保育園等に通うお子様で、家庭での保育が可能な場合（平日にお仕事がお休みの場合、育児休業中・求職中など）で、家庭での保育が可能な日につきましては施設機能維持（保育士不足等）の観点から引き続き、家庭保育へのご協力をお願いいたします。

なお、本決定事項は、今後の状況により変更もあり得ることを申し添えます。

記

1. 限定保育終了日

5月17日（日） ※5月18日（月）からは通常保育となります。

2. 家庭保育協力期間

5月18日（月）～20日（水） ※保護者の皆様のご協力を引き続きお願いいたします。

3. 保育料

5月21日（木）からは保育料等の減免措置等はありません。

※家庭保育協力期間（20日まで）は、日割りの減免措置があります。

※3、4月の減免額は、各施設から出席簿を提出していただき、休んだ日に応じて減免額を算定作業を進めております。自粛期間が終了しだい、最終的な減免額を確定し、随時各保護者へお知らせします。

4. 感染対策等

○可能な限りマスクの着用のご協力をお願いします。

○発熱等体調不良があった場合は、園よりご連絡しますので、お迎えの上、医療機関の受診または自宅静養をお願いします。園児またはそのご家族に風邪症状（発熱、咳、倦怠感等）がある場合は、登園を見合わせるようにお願いします。

○登園自粛中に県外等への渡航歴がある児童は2週間の自宅待機をお願いします。

八重瀬町役場 児童家庭課 子育て支援係

TEL：098-998-7163